

平成30年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月9日(金) 午後2時02分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番 永利 春雄

2番 寺崎 廣喜

3番 田籠 富子

4番 山下 芳文

5番 山田 憲二

6番 永利 昇

7番 大中 久敏

8番 野田 敏之

9番 山田 武二

10番 佐藤 英昭

11番 白木 治

12番 廣田 一郎

13番 米倉 一雄

14番 中原 孝司

15番 藤井 豊志

16番 柳 文子

17番 天本 徹

18番 田籠 新

19番 白木 隆弘

20番 井手 浩

21番 久光 壽子

22番 草場 小夜子

23番 伊藤 武則

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 皆さんこんにちは。総会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、ずいぶん寒くなって参りました。風邪、あるいはインフルエンザの季節を迎えております、体調管理には、皆さん十分ご注意をお願いしたいと思います。

また、農作業では、大豆の収穫そして麦の播種など、まだまだ忙しい時期が続きます。そうした中、農業委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案 4件、報告事項 1件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は 23名で委員定足数に達しております。

よって、平成30年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分な、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、10番 佐藤 英昭 委員、11番 白木 治 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は松崎地内の畑2筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号2は、上岩田地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(図面で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1から3ページの番号3まで、こちらは、露天資材置場を設置するため申請があったものです。

(図面で場所、計画概要、断面の説明)

拡大図を4ページに載せております。5ページには計画図を載せておりますが、北が下向きとなっておりますので、東西南北の方角にお気をつけください。6ページが断面図です。

5ページには、資材置き場として利用する計画を載せておりますが、具体的な資材としては残土と書いております。残土というのは、朝倉の災害で発生した災害残土をこちらに一時、保管するということです。

当該申請地は、位置図にも記載しておりますように、甘木鉄道松崎駅からおおむね500m、おおむねというのは、1割伸びますので、550メートルの円を書いておりますが、その区域内は第2種農地に該当いたします。その500メートルの区域外につきましては、他の農地区分に該当しないことや併せて、農地の集団性や公共投資がないことから、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当します。なので、全体として2種農地となります。代替え地の検討もされていることから、立地上は問題ないものと思われれます。

また、用排水につきましては、給水については不用ですし、雨水は水路へ放流します。汚水・雑排水は発生しないということで、水利承諾は添付されております。

被害防除施設として計画図の5ページをご覧ください。周辺住宅地に対する緩衝地として、土を高く積み上げて、景観だとか音について、防ぐような検討になっております。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

次に議案書の3ページの番号4から4ページの番号7、こちらも同じく、露天資材置場を設置するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

7ページに拡大図、8ページには計画図、9ページには断面図です。当該申請地は、甘木鉄道松崎駅から300m以内に位置しますので、第3種農地に該当しますので、原則、転用ができることとなります。

計画については大筋、同様でございまして、朝倉の災害残土をこちら

に、一度保管するという事です。立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、番号1から番号7は先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転、4件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転の提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、力武地区内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

次に、番号2は、力武地区内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(場所の説明)

次に、番号3は、赤川地区内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格)  
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(場所の説明)

6ページの番号4は、下西鯨坂地区内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・移転を受ける者、価格)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長より、ご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、の所有権移転4件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定について 提案理由の説明をいたします。

初めに、先日郵送で、別冊でお送りしていた農業経営基盤強化促進法の利用権設定の冊子の一番最初のページをめくった所に集計表が載っていますが、3か所ほどミスをしているところがあり、郵送後に気づきましたので、差し替えの方をお願いします。

では、説明に入らせていただきます。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、再設定84件、新規53件、合計137件でございました。

また、期間借地につきましては、再設定2件、新規4件、合計6件の申請を受理いたしております。なお、公告は11月15日付といたしております。

いずれも、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

なお、該当する案件を10月の地区会議において報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、な

お本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について原案通り承認することに賛成の  
委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項1件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出10件につきまして  
して報告いたします。

始めに、番号1は、貸手の都合による解約です。  
次に、番号2は、借手の都合による解約です。  
番号3、番号4は、貸手の都合による解約です。  
番号5は、借手の都合による解約です。  
番号6、番号7は、貸手の都合による解約です。  
番号8、番号9は、売買のため解約されるものです。  
番号10は、借手の都合による解約です。

なお、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を  
割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項1件につきまして何か  
ご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報  
告はすべて終了いたしました。



○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、11月 小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

平成30年11月9日(金) 午後 2時32分閉会